

志布志市インターンシップ等促進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市は、市内の企業等の雇用の確保及び市内企業等への就労の促進を図るために、企業等が実施するインターンシップ等に参加する者に対して予算に定める範囲において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、志布志市補助金等交付規則（平成18年1月1日規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インターンシップ 市内に本社、支店、工場等を有する企業等（以下「地元企業」という。）が実施する就業体験をいう。
- (2) 企業巡見 市が市内での就労を目的に実施する地元企業の見学をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市外に居住していること。
- (2) 本市での就業を希望していること。
- (3) 市とパートナーシップ協定を締結している市内企業におけるインターンシップであること。
- (4) インターンシップ等に参加する年度の4月1日において18歳以上であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、インターンシップを実施する企業等が次に掲げる経費の一部を負担した場合若しくは他の公的な補助金等の交付があった場合は、当該金額を除くものとする。なお、同一の地元企業へのインターンシップ参加に対する補助金は、年度内において2回に限る。

- (1) 旅費（現住所から地元企業又は市役所の最寄りの駅又はバス停までの往復の公共交通機関を利用した交通費に限る。）
- (2) 宿泊費（インターンシップ等に参加するため市内の宿泊施設を利用したもの）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1補助対象者当たり2万5千円を限度とする。

2 前項により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。